

児童指導員等加配加算に関する届出書

事業所・施設の名称			
サービス種別	① 児童発達支援 ② 放課後等デイサービス ③ ①・②の多機能		
1 異動区分	① 新規 ② 変更 ③ 終了		
2 従業者の状況	①常勤専従で児童指導員等を配置する場合	単位①	単位②
	基準人数の総数 A	人	人
	従業者の総数 B	人	人
	うち経験5年以上の児童指導員等の員数(常勤専従)	人	人
	うち児童指導員等の員数(常勤専従)	人	人
	②③以外の場合	単位①	単位②
	基準人数の総数 A	人	人
	従業者の総数 B(常勤換算)	人	人
	うち経験5年以上の児童指導員等の員数(常勤換算)	人	人
	うち児童指導員等の員数(常勤換算)	人	人
うちその他の従業者の員数(常勤換算)	人	人	
加配人数(B-A)	人	人	
児童指導員等加配加算算定区分	ア 児童指導員等(常勤専従・経験5年以上)	ア 児童指導員等(常勤専従・経験5年以上)	ア 児童指導員等(常勤専従・経験5年以上)
	イ 児童指導員等(常勤専従)	イ 児童指導員等(常勤専従)	イ 児童指導員等(常勤専従)
	ウ 児童指導員等(常勤換算・経験5年以上)	ウ 児童指導員等(常勤換算・経験5年以上)	ウ 児童指導員等(常勤換算・経験5年以上)
	エ 児童指導員等(常勤換算)	エ 児童指導員等(常勤換算)	エ 児童指導員等(常勤換算)
	オ その他従業者	オ その他従業者	オ その他従業者

「基準人数の総数A」欄については、事業所別に、基本報酬の算定に必要なとなる従業者数を常勤換算で記入します。

※ 以下にいう「基準人数」は、「児童指導員又は保育士」に係るものを指します(管理者及び児童発達支援管理責任者は別途、配置が必須)

「基準人数の総数A」 = 1 (常勤) + α

α = サービス提供時間 / 常勤勤務時間

サービス提供時間・・・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表に記載する第1週～第4週のサービス提供時間の合計
 常勤勤務時間・・・常勤の従業者が勤務すべき時間(各事業所が就業規則に規定する所定労働時間)

-----<記載例>-----

常勤勤務時間を月160時間とする場合

(例1) 月～金曜営業で各日のサービス提供時間が4.5hの場合
 サービス提供時間 = 4.5h × 5日 × 4週 = 90
 常勤勤務時間 = 160
 α = 90 / 160 = 0.5 (小数点第2位以下切り捨て)
 基準人数の総数 A = 1.5

(例2) 月～土曜営業でサービス提供時間が月～金曜4.5h、土曜5hの場合
 サービス提供時間 = (4.5h × 5日 × 4週) + (5h × 4週) = 110
 常勤勤務時間 = 160 × 1.2 = 192
 α = 110 / 192 = 0.5 (小数点第2位以下切り捨て)
 基準人数の総数 A = 1.5

週6日営業の場合、常勤勤務時間は、週5日営業の1.2倍(6日/5日)とします。

- 備考1 「サービス種別」、「異動区分」欄については、該当する番号に○を付してください。
- 2 「従業者の状況」には、サービス毎に単位を分けている場合は、児童指導員等の数を単位別に記載してください
- 3 多機能型(人員配置特例の利用なし)の場合は、「従業者の状況」単位①・②欄にそれぞれ児童発達支援と放課後等デイサービスの「基準人数」等をそれぞれ記載してください。
- 4 「うち経験5年以上の児童指導員等の員数(常勤専従)」「うち経験5年以上の児童指導員等の員数(常勤換算)」には、サービス毎に配置されている5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、心理担当職員又は視覚障害者の生活訓練の養成を行う研修を終了した従業者、児童指導員、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)を修了した指導員の数を単位別に記載してください。
- 5 「うち児童指導員等の員数(常勤専従)」「うち児童指導員等の員数(常勤換算)」には、サービス毎に配置されている児童福祉事業に従事した経験が5年に満たない理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、心理担当職員又は視覚障害者の生活訓練の養成を行う研修を終了した従業者、児童指導員、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)を修了した指導員の数を単位別に記載してください。
- 6 「うちその他の従業者の員数(常勤換算)」の数を単位別に記載してください。
- 7 常勤専従で加配する者については、基準人員で求められている常勤1以上に該当する従業者とは異なる者であることに留意ください。
- 8 経験5年以上の児童指導員等については、実務経験を証明する書類を添付してください。
- 9 算定区分について、該当項目に○を付してください。
- 10 資格等を求める配置については、配置する職員の資格等を証明する書類を添付してください。
- 11 「算定に必要なとなる従業者」とは、障害児に対して一定の割合で配置する必要がある児童指導員又は保育士のみを指すのではなく、指定基準に定める全ての職種を指したものです。よって、例えば、児童指導員や保育士を指定基準で置くこととしている員数+1の配置がされていても、児童発達支援管理責任者に欠如が生じている等の場合は、本加算を算定することはできない点に留意ください。